



請願第 3 号

脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める 意見書を国及び県に提出する事を求める請願



令和 6年 // 月 2 / 日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様

請 願 者



紹介議員

朱 栴 文 治 
設 楽 健 天 
石 澤 正 広 

【請願の趣旨】

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては交通事故、転倒(しりもち)、頸椎スラスト、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われています。

更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少(漏出)症が原因の可能性があります。この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査(放射性同位元素検査)をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。

その上、この病気の大変なところは、完治が無く長期間において症状が続き長期的ケアが必要です。ですが、茨城県内には脳脊髄液減少(漏出)症の専門医が現在まで在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。ですが、脳脊髄液減少(漏出)症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため通院のための長時間の移動は非常に厳しく辛いのです。

その上、この病気の大変なところは長期間において症状が続き、唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回する事が一般的です。しかし、県内では保険適応で長期において病態などを総合的にきちんと経過観察出来る医療施設が無いのが現状です。脳脊髄液減少(漏出)症患者は全国に数十万人いるといわれ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性の患者の救済をするために、新しい治療法の研究、そして、難治性の長期疾患患者の難病指定を望みます。難治性の患者だけでなく患者家族も限界です、早急に対応してください。

以上の観点から、下記事項を請願します。

国に対して

1. 厚労省に於いては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整える事、更に難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加する事を要望する旨の意見書を国へ提出すること。

茨城県に対して

1. 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保するように県に求める意見書を提出すること。

【請願の理由】

茨城県内には現在まで専門医が在籍している医療施設が無いので専門医のいる拠点となる病院を一か所確保するように求める。

そして、厚生労働省に於いては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整える事、更に難治性の長期疾患者を指定難病へ追加することを望みます。

上記のとおりお願いいたします。